



市営墓地の 使用者募集

北部墓地(飯島・写真)と河辺墓地の利用者を募集中。申し込みは11月30日(金)まで。詳しくはお問い合わせを。

問い合わせ 生活総務課 ☎(866)2074



INFORMATION

●市役所からののお知らせ

1 アトリオン駐輪場が無料に! 駐輪場の回数券を お持ちのかたへ

今月からアトリオン広場地下自転車駐輪場が無料になりました。以前、同駐輪場で購入した回数駐車券(60円券・右下写真)は、現金40円と合わせて、秋田駅西地下と秋田駅東の駐輪場で使えます。また、左記の窓口で払い戻しの手続きもできます(請求書の様式は市ホームページにもあります)。



受け付け窓口(12月28日(金)まで)

●交通政策課(市役所4階)▼平日、午前9時～午後5時

●秋田駅西地下自転車駐輪場▼毎日、午前6時30分～午後10時30分

●秋田駅東自転車等駐輪場▼毎日、午前5時～午前零時30分

払い戻し金額 60円券1枚につき55円。ただし11枚以上は11枚につき600円

支払い 申請した翌月末までにご指定の口座(郵便局を除く)へ振り込みます

●問い合わせ 交通政策課 ☎(866)2035

2 上下水道局総務課・ 水道建設課が一時移転

川尻にある上下水道局では、庁舎改修工事のため次の期間、総務課、水道

建設課、下水道建設課が八橋下水道終末処理場管理棟(八橋本町六丁目)へ移転します。電話番号は変更ありません。なお、お客様センターと給排水課、維持管理課は移転しません。

●期間 水道建設課と下水道建設課は7月30日(月)から、総務課は8月6日(月)から。いずれも来年5月中旬まで

●問い合わせ 上下水道局総務課 ☎(823)8434



3 ひとり親家庭のかた 児童扶養手当を 受給できます

18歳までのお子さん(18歳になってから最初の3月31日まで)や特別児童扶養手当を受給している20歳未満のお子さんがいる、ひとり親家庭の親(父母に代わってお子さんを養育しているかたを含む)は、児童扶養手当を受給することができます。ただし、国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給できるかたは対象になりません。また、申請者や同居している扶養義務者(申請者の父母など)の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部を支給しません。

支給額：全額支給の場合、1人目のお

子さんは、月額4万1千430円です。2人目は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算します。

障害年金の子の加算額と比べて金額が高い方を選べます。両親の一方に一定の障がいがある場合は、児童扶養手当の支給額と、障害年金の子の加算額で金額が高い方を選ぶことができます。詳しくはお問い合わせください。

■現況届を忘れずに：現況届のお知らせを7月下旬にお送りします。現況届を8月31日(金)までに提出しないと、8月以降の手当を受給できません。

■受給資格の喪失：受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻したとき(事実上の婚姻・内縁関係を含む)は、受給資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。

●問い合わせ 子ども総務課支援担当 ☎(866)8957

4 障がいがあるかた 所得の状況届を 忘れずに

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得の状況届を提出してください。詳しくは7月末に郵送する通知をご確認ください。

受付期間 8月13日(月)から16日(木)までの午前9時～午後5時
受付場所 市役所本庁舎2階の正庁

Look! ごみの不法投棄をしない!...ごみの不法投棄や野外での焼却は罰則(5年以下の懲役もしくは1,000万円以下、法人は3億円以下の罰金)の対象になります。廃棄物対策課 ☎(866)2076

覚えておいて!

クーリング・オフで契約を解除できます

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売のような不意打ち的な契約や複雑でリスクが高い取引の契約をしてしまった場合に、契約をやめたいと思えば無条件で契約を解除できる制度です。

ただし、通信販売、自動車購入、3,000円未満の現金取引など対象にならない契約もあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市民相談センター ☎(866)2016



- 特定記録郵便など証拠が残る方法で、業者へ契約解除を通知します
- 業者への解除理由の説明は不要です
- クーリング・オフを妨害する行為があった場合、期間が延長されます

クーリング・オフできる期間

訪問販売、電話勧誘販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、エステ、学習塾、家庭教師、パソコン教室、語学教室、結婚相手紹介サービスなど ▶ **8日間**

連鎖販売取引、内職商法など ▶ **20日間**

節電 お役立ち情報!

環境や資源を大切に、節電に励んでいるみなさんをサポートする制度を紹介します。

1 省エネナビを貸し出し

家庭で使っている電気を即時に表示する機器「省エネナビ」を10日間、無料で貸し出します。家庭での節電・省エネ活動にお役立てください。



ナビ本体

分電盤にセンサーを取り付け

申込 環境総務課 ☎(863)6862

2

“うちエコ診断員”が無料で省エネ判定!

診断員がご家庭を訪問して省エネ度をチェック! 各家庭ごとに本当に効果がある省エネを一緒に考えます。ふだん省エネを心がけている家庭でも、光熱費がもっと減るような意外な結果になるかも!?



診断はパソコンで

問 あきた地球環境会議 ☎(874)8548

3 家庭の節電応援キャンペーン

7月~8月の電気使用量を報告したかたで節電実績が優秀なかたに県産品などをプレゼント! 参加申し込みは7月31日(火)まで。

詳しくはお問い合わせください。

問 秋田県温暖化対策課 ☎(860)1573



市ホームページにも節電情報がいっぱい!

秋田市節電お役立ち

検索

● 問い合わせ 障がい福祉課

☎(866)2093
ファクス(863)6362

5 土地区画整理審議会委員選挙の立候補を受け付け

秋田県西北地区土地区画整理審議会委員の選挙の立候補届と推薦届を受け付けます。委員の数は、土地所有者から7人、借地権者から1人です。

期間 8月1日(水)から10日(金)まで

受付場所 秋田県東地区土地区画整理

工事事務所(手形字山崎44-3)

● 問い合わせ 秋田県東地区土地区画整理工事事務所 ☎(834)2204

6 買い物弱者のための配達サービスを実施

市では、ふだん買い物物に不自由を感じているかたに食料品や日用品を配達するサービスを試験的に実施し、ビジネスとして成立するか検証します。詳しくは次の広報あきた8月3日号か市民市場ホームページをご覧ください。
<http://www.akitashiminichiba.com/>

対象地域 新屋、勝平、浜田、豊岩、下浜、河辺、雄和

サービス開始予定日 8月1日(水)

● 問い合わせ 商工労働課 ☎(866)2429

7 不動産(田)をインターネット公売

国民健康保険税の滞納により差し押さえた不動産(田)をインターネットの官公庁オークションで公売します。対象物件が農地のため、公売に参加するには秋田市農業委員会が交付する買受適格証明書が必要です。物件は国保年金課ホームページで閲覧できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/h/>

参加申込 8月14日(火)から28日(火)まで
入札 9月4日(火)から11日(火)まで

● 問い合わせ 国保年金課収納推進室 ☎(866)2189